

24 盛議号外

平成24年12月20日

盛岡市議会議員 各位

盛岡市議会議長 村田芳三

要望書の配付について

このことについて、次のとおり要望書が提出されましたので、その写しを配付いたします。

1 提出者 市民オンブズマンいわて 井上 博夫 会長

2 要望書 別添のとおり

写

2012年12月20日

盛岡市議会議長 様

市民オンブズマンいわて
会長 井上博夫

政務活動費条例策定に関する申し入れ書

私たちは、地方公共団体の議員に対する政務調査費の乱脈な支出が問題であるとして、その透明化を求めるとともに、使途をチェックしてきました。全国市民オンブズマンの調査によれば、住民監査請求に基づく監査により、平成13年～23年度支出分で86件、約9億5千万円もの返還を求める勧告が出されました。また、各地の市民オンブズマンは70件を超える住民訴訟を提起し、そのうち51件の判決で支出の一部が違法と認定されています。

岩手県議会についても、仙台高裁は5割を超える人件費・事務所費等、合計971万円について違法と認定しました。

一方、2012年8月に改正された地方自治法100条14項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的に「その他の活動」の6文字を付加しました。これを受けた改正される条例の定め方によっては、政務調査活動以外への支出を許容する結果をもたらすおそれがあります。そこで、貴議会では条例改正にあたって、支出が無限定とならないよう限定すること及び、支出の透明性を高める条例改正とすることを求め、下記のとおり申し入れます。

記

1. 経費の範囲を拡大せず、議員の調査活動と密接に関連するものに限定すること

政務調査費の名称が政務活動費に変更されたとはいえ、これは議員の調査権限を定めた地方自治法100条に規定されるものである以上、議員の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではありません。したがって、条例改正にあたっては、法改正に便乗して使途基準を拡大することはありません、議員の調査研究活動と関係の無い支出は許されないことを明確にすること。

なお、全国市議会議長会は政務活動費に関するモデル条例を作成しましたが、その第2条並びに別表では、「要請陳情」等、現行盛岡市条例の使途基準にはない項目も含まれています。条例改正にあたっては、安易にモデル条例によることなく、議員の調査権を定めた100条1項の精神に則つて厳正に使途基準を定めること。

2. 透明性を確保する方策を条例に明記すること

改正地方自治法が100条16項に透明性を求める条項を加えたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出が助長されることを警戒し、住民の監視により違法・不当な支出を防止するとともに、議員の説明責任を尽くさせようとしたものと解されます。

そこで、支出目的と使途が一覧できるより詳細な「収支報告書」の作成と公表、政務活動費を用いて行った「調査研究」等に係る報告書の作成と公表、会計帳簿の議長への提出を条例に明記して義務づけること。

あわせて、より詳細な情報の市議会webページへの掲載及び、領収書類の電子ファイルによる開示を要望します。

<連絡先>

盛岡市内丸6-15 ESTビル2階 もりおか法律事務所内 電話 019(623)0378

